



国 監 告 第 9 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、令和 6 年 3 月実施の随時監査  
における要望事項の措置について、別紙のとおり公表します。

令和 6 年 5 月 16 日

国立市監査委員 庄 司 雅

国立市監査委員 稗 田 美菜子

(写)

国政経発第 1 2 3 号

令和 6 年 5 月 1 4 日

国立市監査委員 庄 司 雅 様

国立市監査委員 稗 田 美菜子 様

国立市長 永 見 理 夫

随時監査における要望事項の措置について（通知）

令和 6 年 4 月 8 日付け国監発第 6 号により提出がなされた件について、  
下記のとおり措置を講じました。

については、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき通知します。

記

1. 措置内容

別紙のとおり

2. 要望事項を受けた部局及び担当部局長

部 局 都市整備部 道路交通課

担当部局長 基盤整備担当部長 中島 広幸

以上

【要望事項】

国立市コミュニティバス運行事業補助金交付要綱において、補助金の交付申請時期は協定書を締結後1か月以内、交付の時期は9月末日と規定されているが、実際には、相手側の交付申請書類が提出されたのが10月であり、12月の交付決定を経て、補助金が交付されたのは2月であった。要綱に規定された時期に補助金を交付するのが難しいならば、要綱を改正すべきであり、今後も要綱を改正しないのであれば、規定どおりの事務執行をしなければならない。

ルールに則って、適正に事務を執行されるよう要望する。

措置前の状況

要望事項に記載のとおり、国立市コミュニティバス運行事業補助金交付要綱と交付申請時期等が異なっておりました。

措置の内容

バスの運行事業者である立川バス株式会社に対し、国立市コミュニティバス運行事業補助金交付要綱と交付申請時期等が異なっている状況を受け、要綱に記載の申請時期等を現実的に可能な時期にするよう改正したい旨を伝え、同社から、方向性については賛同の意思を確認しております。

それに当たり、4～5月にかけて担当部署が繁忙期となり、これを避けて、協議させてほしいとの要望を受けているため、今後、打合せの場を設け、協議が整い次第、速やかに改正する予定でございます。